

富山県衛生研究所競争的研究資金等における
研究活動の不正行為等調査等実施要綱

平成27年12月21日制定
令和3年4月1日改正
令和7年1月23日改正

(目的)

第1条 この要綱は、富山県衛生研究所（以下「本所」という。）が競争的研究資金等を活用して行う研究活動において、不正行為又は不正行為の疑いが生じた場合（以下「不正行為等」という。）の調査等に関し、「富山県衛生研究所研究倫理規準」（以下「研究倫理規準」という。）4-2-3に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「競争的研究資金等」とは、次の各号に掲げる研究資金をいう。

- (1) 本所又は本所に所属する研究者が研究テーマを設定して申請し、国若しくは地方公共団体又は国若しくは地方公共団体が所管する独立行政法人、財団法人等（以下「国等資金配分機関」という。）の審査を経て交付される研究資金
- (2) 国等資金配分機関が特定の研究課題を示して公募する事業において、採択を受けた研究者又はそのグループの所属機関と資金配分機関との間で委託契約が結ばれる研究費（再委託契約によるものも含む。）

2 この要綱において「研究者」とは、本所に所属する研究職員のほか、本所において研究活動に従事する全ての者をいう。

3 この要綱において対象とする「不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用（以下「特定不正行為」という。）をいう。ただし、適切な方法により正当に得られた研究成果が、結果的に誤りであった場合は、不正行為には該当しない。

また、特定不正行為以外にも他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する二重投稿、論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサーシップも研究倫理に反する不適切な行為である。

4 前項の捏造、改ざん及び盗用とは次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 捏造とは、存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。
- (2) 改ざんとは、研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。

(3) 盗用とは、他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用することをいう。

5 この要綱において「科学コミュニティ」とは、科学研究等を通じて真実の探求を行い、新たな知を創造するためのコンソーシアムや学会等の組織をいう。

(責任と権限)

第3条 富山県衛生研究所長（以下「所長」という。）は、本所の研究活動を統括し、研究活動における不正行為への対応について責任を負うものとする。

2 所長は、この要綱に定めるもののほか、研究活動における不正行為への対応を整備し、公表するものとする。

(特定不正行為に関する告発)

第4条 特定不正行為に関する告発及び相談を受け付ける窓口（以下「受付窓口」という。）は富山県衛生研究所次長（以下「次長」という。）とする。ただし、受付窓口が、自己との利害関係を持つ事案であった場合、所長は、利害関係を持たない者を任命するものとする。

2 本所は、ホームページ等を通じて受付窓口を公表するものとする。

3 特定不正行為の告発は、書面、電話、FAX、電子メール又は面談によることができるものとする。

4 受付窓口は、告発した者の住所、氏名、所属、連絡先、研究者の特定不正行為の態様について聞き取りし、告発を受けた日時を含め、別紙様式1により記録を残さなければならない。

5 原則として、告発は顕名により行われ、特定不正行為を行ったとする研究者、グループ、特定不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されているものに限り受け付けるものとする。

6 本所は、被告発者を陥れるため、又は被告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思（以下「悪意」という。）に基づく告発を防止するため、告発は原則として顕名によるもののみ受け付けることや、告発には不正とする科学的な合理性のある理由を示すことが必要であること、告発者に調査に協力を求めることがあること、調査の結果、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、氏名の公表や懲戒処分、刑事告発があり得ることなどを、あらかじめ公表しておかななければならない。

7 告発が匿名だった場合には、第5項の内容に加えて、証拠書類等が添付されるなど、信憑性が高い場合に限り受け付けるものとする。

8 受付窓口が告発や相談を受ける場合は、個室での面談や、電話や電子メールなど窓口となる職員以外は見聞できないようにするなど、告発内容や告発者の秘密を守るため適切な方法を講じなければならない。

- 9 科学コミュニティや報道により、特定不正行為の疑いが指摘された場合は、受付窓口で告発があった場合に準じた取扱いをするものとする。
- 10 特定不正行為の疑いがインターネット上に掲載されていた場合は、第5項に準じた取扱いをするものとする。
- 11 所長は、告発に際して、本所以外にも調査を行う研究・配分機関が想定される場合は、該当する研究・配分機関に告発があった旨の通知をするものとする。
- 12 所長は、告発に際して、本所が調査を行うべき機関に該当しないときは、調査機関に該当する研究機関に当該告発を回付するものとする。
- 13 所長は、他の研究機関から本所が調査を行うべき機関として、告発が回付されたときは、本所に告発があったものとして取扱うものとする。
- 14 所長は、第5項の規定により告発を受け付けたときは、告発者に対し、別紙様式2により受け付けたことを通知するものとする。ただし、第7項の規定により告発を受け付けたときは、通知しないものとするが、調査結果が出る前に告発者の氏名が判明した後は、顕名による告発者として取り扱うものとする。
- 15 所長は、告発の意思を明示しない相談については、その内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して、告発の意思があるか否かを確認するものとする。
- 16 特定不正行為が行われようとしている、又は特定不正行為を求められているという告発・相談については、所長は、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、被告発者に警告を行うものとする。ただし、所長は、被告発者が本所に所属する研究者でないときは、被告発者の所属する研究機関に、当該事案を回付することができるものとする。なお、所長が被告発者に警告を行った際、被告発者が本所に所属する研究者でないときは、被告発者の所属する研究機関に警告の内容等を通知するものとする。
- 17 富山県は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に、告発者に対し、解雇、降格、減給その他不利益な処分をしてはならない。
- 18 富山県は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動を部分的又は全面的に禁止したり、解雇、降格、減給その他不利益な処分をしてはならない。

(告発の報告及び調査を行う機関)

- 第5条 受付窓口は、特定不正行為に関する告発を受けたときは、第4条第4項に基づき記録された別紙様式1により速やかに所長に報告し、その指示を受けなければならない。
- 2 所長は、前条第15項に示す、告発の意思を明示しない相談について、受付窓口から報告があった際、所長の判断で、その事案の調査を開始することができるものとする。

- 3 本所に所属する研究者に係る特定不正行為の告発があった場合、原則として本所が告発された事案の調査を行うものとする。
- 4 被告発者が複数の研究機関に所属する場合、原則として被告発者が告発された事案に係る研究活動を主に行っていた研究活動を中心に、所属する複数の研究機関が合同で調査を行うものとする。ただし、中心となる研究機関や調査に参加する研究機関について、関係研究機関間において、事案の内容等を考慮して別の定めをすることができるものとする。
- 5 被告発者が現に所属する研究機関と異なる研究機関で行った研究活動に係る告発があった場合、現に所属する研究機関と当該研究活動が行われた研究機関とが合同で、告発された事案の調査を行うものとする。
- 6 被告発者が、告発された事案に係る研究活動を行っていた際に所属していた研究機関を既に離職している場合、現に所属する研究機関が、離職した研究機関と合同で、告発された事案の調査を行うものとする。被告発者が離職後、どの機関にも所属していないときは、告発された事案に係る研究活動を行っていた際に所属していた研究機関が、告発された事案の調査を行うものとする。
- 7 第3項から第6項までによって、告発された事案の調査を行うこととなった研究機関は、被告発者が当該研究機関に所属しているか否かに関わらず、誠実に調査を行わなければならない。
- 8 被告発者が、調査開始のとき及び告発された事案に係る研究活動を行っていたときの双方の時点でいかなる研究機関にも所属していなかった場合や、調査を行うべき研究機関による調査の実施が極めて困難であると、告発された事案に係る研究活動の予算を配分した配分機関が特に認めた場合は、当該配分機関が調査を行うものとする。この場合、本来調査を行うべき研究機関は当該配分機関から協力を求められたときは、誠実に協力しなければならない。

(予備調査)

- 第6条 受付窓口から報告を受けた所長は、告発内容について予備調査が必要と認めたときは、別紙様式3により、速やかに関係する部（課）長に予備調査を指示するものとする。ただし、当該事案が関係する部（課）長に係るものである場合は、所長は、関係しない部（課）長等に指示するものとする。
- 2 所長から予備調査の指示を受けた者（以下「予備調査者」という。）は、当該調査の適正かつ円滑な実施を確保するため、証拠となるべき資料等の保全等必要な措置をとらなければならない。なお、当該保全措置は、予備調査の結果、特定不正行為の疑いがないと判断されたとき、又は本調査が終了したときまで継続されなければならない。
 - 3 前項の保全措置については、保全措置に影響しない範囲の研究活動を制限するものであってはならない。
 - 4 予備調査者は、告発された特定不正行為が行われた可能性について、告発の

際に示された科学的な合理性のある理由の論理性、告発された研究活動の公表から告発までの期間が、生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬など研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間、又は本所が定める保存期間を超えるか否かなど告発内容の合理性、調査可能性等について予備調査を行うものとする。

- 5 告発がなされる前に取り下げられた論文等については、取下げに至った経緯・事情を含めて、特定不正行為の問題として調査すべきものか否かも含めて調査するものとする。
- 6 予備調査者は、指示のあった日から20日以内にその結果を別紙様式4により所長に報告しなければならない。
- 7 予備調査者は、やむを得ない事情により、予備調査の報告を第6項で示された日数までに完了できないときは、事前に別紙様式5により予備調査の延長の申出書を所長に提出しなければならない。
- 8 所長は、予備調査者から提出された予備調査の延長の申し出について、内容を判断したうえで、別紙様式6により予備調査の報告期限の延長を通知するものとする。

(本調査の実施等)

第7条 所長は、第6条第6項の報告を受けた後、告発の信憑性を判断したうえで、告発を受け付けた日から数えて原則として30日以内に本調査の要否を決定するものとする。

- 2 所長は、前項の規定により本調査を要すると判断したときは、富山県衛生研究所競争的研究資金等にかかる特定不正行為調査委員会（以下「委員会」という。）を速やかに設置し、別紙様式7により、当該委員会に本調査を要請しなければならない。
- 3 委員会は、本調査の実施決定後、30日以内に調査を開始するものとする。
- 4 所長は、第1項の規定により本調査の要否を決定したときは、別紙様式8により、被告発者及び被告発者の所属する機関の長に対して通知するものとする。あわせて、本調査への協力を要請するものとする。
- 5 所長は、第1項の規定により本調査の要否を決定したときは、告発者に対し別紙様式9により通知するものとする。このとき、本調査を要しないと決定したときは、その理由と併せて告発者に通知するものとする。また、本調査を要すると決定したときは、告発者に対して調査への協力を求めるものとする。
- 6 学会等の科学コミュニティや報道、インターネット上での掲載により、特定不正行為の疑いが指摘された場合も、第4項及び第5項と同様に取り扱うものとする。
- 7 所長は、第1項の規定により本調査を要すると判断したときは、富山県厚生部長へ速やかに報告するものとする。

- 8 所長は、第1項の規定により本調査を要すると判断したときは、別紙様式10により、当該事案に係る配分機関等及び関係省庁へ報告するものとする。
- 9 所長は、第1項の規定により本調査を要しないと判断したときは、予備調査に係る資料等を5年間保存し、当該事案に係る配分機関及び告発者の求めに応じて開示するものとする。なお、告発者が開示を求める際は、富山県情報公開条例に基づく手続きによらなければならない。
- 10 所長は、当該事案に係る配分機関等の求めに応じて、調査の終了前であっても、調査の中間報告を当該事案に係る配分機関等に提出するものとする。
- 11 所長は、第1項の規定により本調査を要すると判断し、相当の理由があるときは、委員会による事実の認定の報告が確定されるまでの間、当該事案に係る競争的研究資金等の支出を停止させることができるものとする。

(委員会の設置)

- 第8条 第7条第2項で設置される委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 2 委員会は、半数以上が外部有識者で構成されなければならない。
 - 3 委員会は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者で構成されなければならない。
 - 4 委員長は、次長をもって充てる。
 - 5 外部有識者以外の委員は、特定不正行為の告発事案に該当する研究所の職員のうち、所長が若干名を指名するものとする。
 - 6 所長は、第7条第1項の規定により、本調査を要すると判断したときは、告発者及び被告発者に対して、委員会の構成員をあわせて通知するものとする。
 - 7 告発者及び被告発者は、前項で通知された委員会の構成員に対して、異議があるときは、正当な理由を付したうえで、書面により所長へ申し立てることができるものとする。ただし、異議申し立ては、前項の通知を発送した日から14日以内に、受付窓口へ提出されなければならない。
 - 8 告発者又は被告発者から前項の異議申し立てがあったときは、所長は、異議申し立ての内容を精査し、その内容が妥当であると判断したときは、委員会の構成員を交代させ、別紙様式11により、告発者、被告発者及び被告発者の所属する研究機関の長に通知するものとする。ただし、異議申し立てが本調査の遅延を目的としたものであったことが判明した場合、所長は、次回の異議申し立てを受理しないものとする。
 - 9 所長は、前項の規定により、委員会の構成員を交代させたときは、富山県厚生部長へ速やかに報告するものとする。
 - 10 所長は、前項の規定により、委員会の構成員を交代させたときは、別紙様式12により、当該事案に係る配分機関等及び関係省庁に報告するものとする。
 - 11 専門委員の招集にかかる報償費及び旅費等については、当該事案に該当する研究所が負担するものとする。

(本調査の方法等)

第9条 本調査は、当該研究に係る論文、生データ、実験・観察ノート等、盗用が疑われる場合は盗用のもととなった論文等、各種資料の精査及び関係者への聞き取り並びに再現実験により行うものとする。なお、再現実験については、委員会において必要と判断された場合に行うものとする。

- 2 委員会が再現実験を被告発者に求める場合、又は被告発者が自らの意思により申し出て委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会に関し、本所が合理的に必要と判断される範囲内において、これを行うものとする。その際の再現実験は、委員会の指導・監督の下に行うものとする。
- 3 本調査においては、被告発者に、書面又は口頭による弁明の機会が与えられなければならない。なお、被告発者は、告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法と手続きに則って行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。
- 4 被告発者並びに関係者は、本調査に対して誠実に対応しなければならない。
- 5 再現実験等が本所において行えない場合、所長は再現実験を行える機関に協力を要請するものとする。協力を要請された機関は、再現実験に誠実に協力するものとする。
- 6 委員会は、証拠の保全及び本調査の実施のため、必要最小限の範囲並びに期間において、本調査に必要な施設、機器及び薬剤等の使用を中止させることができる。
- 7 本調査の対象には、告発された事案に係る研究のほか、委員会が必要と認めた場合、その他の研究についても含めるものとする。
- 8 本調査に携わる者は、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報を、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいしてはならない。
- 9 再現実験等により必要となった経費については、当該事案に該当する研究所が負担するものとする。
- 10 上記に掲げるほか、委員会における調査方法については、特定不正行為の態様等に応じて、委員会において定めるものとする。

(事実の認定)

第10条 委員会は、本調査開始後、150日以内に特定不正行為の事実があったか否かを認定し、特定不正行為と認定された場合はその内容、被告発者を含めた特定不正行為に関与した者（以下「被告発者等」という。）とその関与の度合い、特定不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及

び当該研究活動における役割について調査結果を取りまとめ、別紙様式 13 により、所長に報告しなければならない。なお、本調査の終了前であっても、告発された事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした配分機関等の求めがあったときは、委員会は、任意の様式により調査の中間報告を取りまとめ、所長に報告しなければならない。

- 2 委員会は、前項の認定により、特定不正行為の事実が無かったと認定された場合において、告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、事前に告発者に弁明の機会を与え、この旨の認定を行うものとする。
- 3 委員会は、第 1 項の規定において特定不正行為の事実があったか否かを認定するときは、本調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の証拠を総合的に判断するとともに、被告発者の研究体制、データチェックのなされ方など様々な点から客観的不正行為事実及び故意性等を判断しなければならない。なお、被告発者の自認を唯一の証拠として特定不正行為と認定してはならない。
- 4 委員会は、第 9 条第 3 項による、被告発者からの証拠が提出された場合において、被告発者の説明及びその他の証拠によって、特定不正行為であるとの疑いが覆されないときは、特定不正行為と認定するものとする。
- 5 委員会は、被告発者が、生データや実験・観察ノート、実験材料・試薬等の不存など、本来存在すべき基本的な要素の不足により、特定不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときは、特定不正行為と認定するものとする。ただし、被告発者が、善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない災害等の理由により、特定不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せなくなった場合等、正当な理由があると認められるときは、この限りではない。また、特定不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠が、富山県が別に定める保存期間を超えていた場合も同様とする。
- 6 第 9 条第 3 項に規定する説明責任の程度及び第 10 条第 5 項に規定する本来存在すべき基本的要素については、研究分野の特性に応じて、調査委員会の判断に委ねるものとする。

(調査結果の通知等)

第 11 条 所長は、第 10 条第 1 項による調査結果の報告を受けたときは、別紙様式 14 により、速やかに告発者に通知するものとする。なお、所長は、第 10 条第 1 項による調査結果の報告において、第 10 条第 2 項に規定する悪意に基づく告発と認定された場合は、別紙様式 15 により、告発者の所属機関にも通知するものとする。

- 2 所長は、第 10 条第 1 項による調査結果の報告を受けたときは、別紙様式 16 により、速やかに被告発者等及びその所属機関に通知するものとする。
- 3 所長は、第 10 条第 1 項による調査結果の報告を受けたときは、富山県厚生部

長へ速やかに報告するものとする。

- 4 所長は、第 10 条第 1 項による調査結果の報告を受けたときは、別紙様式 17 により、当該事案に係る配分機関等及び関係省庁に報告するものとする。ただし、本調査の中間報告を行う場合は任意の様式によるものとする。
- 5 第 1 項及び第 2 項により通知を受けた告発者及び被告発者等は、認定の結果に異議があるときは、正当な理由を付したうえで、書面により所長へ申し立てることができるものとする。ただし、異議申し立ては、前項の通知を発送した日から 14 日以内に、受付窓口へ提出されなければならない。なお、被告発者からの異議申し立てについては、その期間内であっても、同一理由による異議申し立てを繰り返すことはできないものとする。
- 6 前項の規定による告発者からの異議申し立てについては、告発が悪意に基づくものと認定されたときにのみ行うことができるものとする。
- 7 告発者及び被告発者等から前項の異議申し立てがあったときは、所長は、別紙様式 18 により、委員会に審査を要請するものとする。その際、異議申し立ての内容が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、所長は、委員会の専門委員及び委員の交代若しくは追加、又は委員会に代えて他の者に審査をさせることができるものとする。なお、委員会に代えて他の者に審査をさせる場合も、以下の条項において便宜上「委員会」と呼ぶものとする。
- 8 委員会は、異議申し立ての内容を審査し、異議申し立ての趣旨、理由等を勘案し、その事案の再調査を行うか否かを速やかに決定し、別紙様式 19 により、所長に報告しなければならない。
- 9 前項の規定により、被告発者等からの異議申し立てに対し、委員会が再調査を要しないと決定したときは、所長は、別紙様式 20 により、被告発者に対して、決定事項を通知しなければならない。このとき、被告発者等からの異議申し立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと判断された場合は、所長は、以後の異議申し立てを受け付けないことができるものとする。
- 10 被告発者等からの異議申し立てについて、再調査を要すると決定したときは、委員会は、所長の了解を得たうえで、被告発者等に対し、調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力するよう求めるものとする。協力が得られない場合には、委員会は、再調査を行わず、審査を打ち切るものとする。その場合、委員会は、直ちに別紙様式 19 により、所長に報告し、所長は、被告発者等に対し、別紙様式 20 により決定事項を通知するものとする。
- 11 所長は、被告発者等から特定不正行為の認定に係る異議申し立てがあったときは、別紙様式 21 により、告発者にその旨を通知するものとする。あわせて、異議申し立ての却下又は再調査の開始について、決定したことも通知するものとする。

- 12 所長は、被告発者等から特定不正行為の認定に係る異議申し立てがあったときは、富山県厚生部長に報告するものとする。あわせて、異議申し立ての却下又は再調査の開始について、決定したことも報告するものとする。
- 13 所長は、被告発者等から特定不正行為の認定に係る異議申し立てがあったときは、別紙様式 22 により、当該事案に係る配分機関等及び関係省庁に報告するものとする。あわせて、異議申し立ての却下又は再調査の開始について、決定したことも報告するものとする。
- 14 委員会は、被告発者等からの特定不正行為の認定に係る異議申し立てによる再調査を開始したときは、50 日以内に第 10 条第 1 項に基づく事実の認定を覆すか否かを決定し、別紙様式 23 により、その結果を直ちに所長に報告するものとする。
- 15 所長は、委員会から前項の報告を受けたときは、別紙様式 24 により、告発者、被告発者等及び被告発者等が所属する機関に対して、決定事項を通知するものとする。
- 16 所長は、委員会から第 14 項の報告を受けたときは、富山県厚生部長に決定事項を報告するものとする。
- 17 所長は、委員会から第 14 項の報告を受けたときは、別紙様式 25 により、決定事項を当該事項の配分機関等及び関係省庁に報告するものとする。
- 18 所長は、第 5 項の規定により、悪意に基づく告発と認定された告発者から異議申し立てがあったときは、別紙様式 26 により、告発者が所属する機関及び被告発者に通知するものとする。
- 19 所長は、第 5 項の規定により、悪意に基づく告発と認定された告発者から異議申し立てがあったときは、富山県厚生部長に報告するものとする。
- 20 所長は、第 5 項の規定により、悪意に基づく告発と認定された告発者から異議申し立てがあったときは、別紙様式 27 により、当該事案に係る配分機関等及び関係省庁に報告するものとする。
- 21 委員会は、告発者からの特定不正行為の認定に係る異議申し立てによる再調査を開始したときは、30 日以内に本要綱第 10 条第 1 項に基づく事実の認定を覆すか否かを決定し、別紙様式 28 により、その結果を直ちに所長に報告するものとする。
- 22 所長は、委員会から前項の報告を受けたときは、別紙様式 29 により、告発者、告発者が所属する機関及び被告発者等に対して、決定事項を通知するものとする。
- 23 所長は、委員会から前項の報告を受けたときは、富山県厚生部長に決定事項を報告するものとする。
- 24 所長は、委員会から第 21 項の報告を受けたときは、別紙様式 30 により、決定事項を当該事項の配分機関等及び関係省庁に報告するものとする。
- 25 所長は、委員会から特定不正行為の認定がなされたときは、特定不正行為に

関与したと認定された者及び特定不正行為に関与したとまでは認定されないものの、特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者（以下「被認定者」という。）に対して、直ちに当該事案に係る競争的研究資金等の使用の中止を命じなければならない。

（調査結果の公表）

第12条 富山県は、第10条又は第11条に基づく委員会からの報告により、特定不正行為が行われたとの認定があった場合は、速やかに調査結果を公表するものとする。

2 富山県は、第10条又は第11条に基づく委員会からの報告により、特定不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、原則として調査結果を公表しないものとする。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。

3 富山県は、第10条又は第11条に基づく委員会からの報告により、告発者からの悪意に基づく告発の認定があったときは、調査結果を公表するものとする。

4 第1項から第3項までの調査結果の公表内容については、地方自治法及び地方公務員法並びに富山県の条例、規則及び諸規程によるものとする。

（告発者及び被告発者に対する処分）

第13条 富山県は、被認定者に対しては、地方自治法及び地方公務員法並びに富山県の条例、規則及び諸規程により、適切に処分するものとする。あわせて、富山県は、特定不正行為と認定された論文等の取下げを勧告するものとする。

2 富山県は、告発が悪意に基づくものと認定されたときは、告発者の所属する機関に対し、内部規程に基づく適切な処分を行うよう求めるものとする。なお、告発者が富山県職員であった場合は、富山県は、地方自治法及び地方公務員法並びに富山県の条例、規則及び諸規程により、適切に処分するものとする。

3 富山県は、特定不正行為が行われなかったとの認定があった場合、被告発者等に対する名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講ずるものとする。

（守秘義務）

第14条 所長をはじめ、受付窓口、予備調査に携わる者及び本調査に携わる者は、競争的研究資金等における研究活動の不正行為等の調査等に関して知り得た情報について他者に漏らしてはならない。

2 調査事案が漏えいした場合、所長は、告発者及び被告発者の了解を得たうえで、調査中にかかわらず調査事案について公に説明することができるものとする。ただし、告発者又は被告発者等の責により漏えいした場合は、本人の了解は不要とするものとする。

(その他)

第 15 条 この要綱に定める、所長と関係者との書類の往復については、受付窓口を経由するものとする。

2 この要綱については、他の機関や学協会等の科学コミュニティに本所が調査を委託したとき又は調査を実施する上で協力を求めたときに、委託された機関又は調査に協力する機関等にも適用されるものとする。

3 この要綱に定めるものの他、競争的研究資金等における研究活動の不正行為等に関して必要な事項は、必要に応じて別に定めるものとする。

附則

1 この要綱は、平成 27 年 12 月 21 日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和 7 年 1 月 23 日から施行する。